の利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点に第四百十七条の二 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、そ おける法定利率により、これをする。

第四百十七条の次に次の一条を加える。

(中間利息の控除)

べき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担す

第四百十八条中「不履行」の下に「又はこれによる損害の発生若しくは拡大」を加える 第四百十九条第一項中「額は、」の下に「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における」

を加え

3

4

第三編第一章第二節第一款中第四百二十二条の次に次の一条を加える 第四百二十条第一項後段を削る。 (代償請求権)

務者に対し、その権利の移転又はその利益の償還を請求することができる。 の代償である権利又は利益を取得したときは、債権者は、その受けた損害の額の限度において、債第四百二十二条の二 債務者が、その債務の履行が不能となったのと同一の原因により債務の目的物

第三編第一章第二節第二款の款名を次のように改める。

なければ、前項の権利」を「被代位権利」に改め、同条に次の一項を加える。 し書中「権利」の下に「及び差押えを禁じられた権利」を加え、同条第二項中「裁判上の代位によら 「必要があるときは」を、「に属する権利」の下に「(以下「被代位権利」という。)」を加え、 第四百二十三条の見出しを「(債権者代位権の要件)」に改め、同条第一項中「保全するため」の下に 債権者代位権 同項ただ

行使することができない。 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、 被代位権利を

第四百二十三条の次に次の六条、款名及び目名を加える。

るときは、自己の債権の額の限度においてのみ、被代位権利を行使することができる。第四百二十三条の二 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利の目的が可分であ (債権者への支払又は引渡し)

することを求めることができる。この場合において、相手方が債権者に対してその支払又は引渡し動産の引渡しを目的とするものであるときは、相手方に対し、その支払又は引渡しを自己に対して第四百二十三条の三 債権者は、被代位権利を行使する場合において、被代位権利が金銭の支払又は をしたときは、被代位権利は、これによって消滅する。

とができる抗弁をもって、債権者に対抗することができる (債務者の取立てその他の処分の権限等)

第四百二十三条の四 債権者が被代位権利を行使したときは、

相手方は、

債務者に対して主張するこ

第四百二十三条の五 権利について、債務者に対して履行をすることを妨げられない。 | 自ら取立てその他の処分をすることを妨げられない。この場合においては、日二十三条の五 債権者が被代位権利を行使した場合であっても、債務者は、 相手方も、 被代位権利につい 被代位

(被代位権利の行使に係る訴えを提起した場合の訴訟告知

平成29年6月2日

第四百二十三条の六 債権者は、被代位権利の行使に係る訴えを提起したときは、 に対し、訴訟告知をしなければならない。 遅滞なく、

(登記又は登録の請求権を保全するための債権者代位権)

第四百二十三条の七 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができ とを請求する権利を行使しないときは、その権利を行使することができる。この場合においては、 前三条の規定を準用する。 い財産を譲り受けた者は、その譲渡人が第三者に対して有する登記手続又は登録手続をすべきこ

目 許害行為取消権の要件

がその行為」に、「害すべき事実」を「害すること」に改め、同条第二項中「法律行為」を「行為」に 改め、同条に次の二項を加える。 第四百二十四条の見出しを「(詐害行為取消請求)」に改め、同条第一項中 同項ただし書中「又は転得者がその行為又は転得」を「(以下この款において「受益者」という。) 「法律行為」を 「行為」に

同項の規定による請求 (以下「詐害行為取消請求」という。)をすることができる 債権者は、その債権が第一項に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、

請求をすることができない。 債権者は、その債権が強制執行により実現することのできないものであるときは、 **詐害行為取消**

第四百二十四条の次に次の四条、一目及び目名を加える

(相当の対価を得てした財産の処分行為の特則)

第四百二十四条の二 債務者が、その有する財産を処分する行為をした場合において、受益者から相 の行為について、詐害行為取消請求をすることができる。 当の対価を取得しているときは、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、 そ

等の処分」という。)をするおそれを現に生じさせるものであること。 において隠匿、無償の供与その他の債権者を害することとなる処分 その行為が、 不動産の金銭への換価その他の当該処分による財産の種類の変更により、 (以下この条において 債務者 隠匿

二 債務者が、その行為の当時、 する意思を有していたこと。 対価として取得した金銭その他の財産について、 隠匿等の処分を

三 受益者が、その行為の当時、 債務者が隠匿等の処分をする意思を有していたことを知っていた

(特定の債権者に対する担保の供与等の特則

第四百二十四条の三 とができる。 ついて、債権者は、 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為に 次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、 詐害行為取消請求をするこ

同じ。)の時に行われたものであること。 あるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。次項第一号において その行為が、債務者が支払不能(債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期に

二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであ

らず、その行為について、詐害行為取消請求をすることができる。 ある場合において、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは、 前項に規定する行為が、債務者の義務に属せず、又はその時期が債務者の義務に属しないもので 債権者は、 同項の規定にかかわ

その行為が、債務者が支払不能になる前三十日以内に行われたものであること

二 その行為が、 債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであ

(過大な代物弁済等の特則)

債務者

第四百二十四条の四 部分以外の部分については、 に該当するときは、債権者は、 その行為によって消滅した債務の額より過大であるものについて、第四百二十四条に規定する要件 債務者がした債務の消滅に関する行為であって、受益者の受けた給付の価額が 詐害行為取消請求をすることができる。 前条第一項の規定にかかわらず、その消滅した債務の額に相当する